## 奈良市公報

## 号 外 第 4号

平成 18年 2月 23日印刷発行 発行所 奈 良 市 役 所 発行人 奈 良 市 長編集人 総 務 課 長 印刷所 株式会社京阪工技社

目 次

規

則

奈良市写真美術館条例施行規則の一部を改正する規則

会長の正さの表が正さいます。
 会良市音声館条例施行規則の一部を改正する規則 ... 2 書の表面に使用料 すものとする。
 奈良市名勝大乗院庭園文化館条例施行規則の一部を改正する規則 ... 5 第 10条第 1 項中 なら 100年会館条例施行規則の一部を改正する規則 ... 8 会良市杉岡華邨書道美術館条例施行規則の一部を改正 する規則 ... 9 別記第 1 号様式 1 管理者」に改める。
 奈良市美術館条例施行規則の一部を改正する規則 ... 9 別記第 3 号様式中 奈良市都祁交流センター条例施行規則の一部を改正す 可申請書」を 奈良市長

規則

奈良市写真美術館条例施行規則の一部を改正する規則を ここに公布する。

平成 18年 1月 10日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第1号

奈良市写真美術館条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市写真美術館条例施行規則(平成7年奈良市規則第 17号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

第2条及び第3条 削除

第5条の見出しを (展示室の使用承認の申請)」に改め、 同条第1項を次のように改める。

条例第5条第1項の規定により展示室の使用承認を受けようとする者は、奈良市写真美術館一般展示室使用承認申請書(別記第3号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

指定管理者は、展示室の使用を承認した場合は、奈良市写真美術館一般展示室使用承認書(別記第4号様式。以下 承認書」という。)に承認印(別記第4号様式の2)を押して申請者に交付するものとする。

第6条第2項中 許可書」を 承認書」に改める。

第7条中 「市長」を 「特定管理者」に改める。

第8条中 許可書」を 承認書」に、 市長」を 指定 管理者」に改める。

第9条中 許可書」を 承認書」に改め、同条に次の1 項を加える。

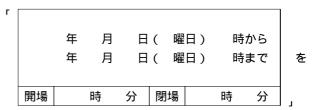
2 前項の規定により使用料の納付があったときは、承認 書の表面に使用料の領収印(別記第5号様式の2)を押 すものとする。

第 10条第 1 項中 許可書」を 承認書」に改める。

第 11条第 2 項中 許可書及び領収書」を 承認書」に 改める。

別記第1号様式1 個人用の(注)中 市長」を 指定 管理者」に改める。

奈良市美術館条例施行規則の一部を改正する規則 … 9 別記第3号様式中 際良市写真美術館一般展示室使用許 奈良市都祁交流センター条例施行規則の一部を改正す 可申請書」を 際良市写真美術館一般展示室使用承認申請 る規則 … … 10 書」に、際良市長様」を (あて先)指定管理者」に、 使用許可を」を 使用承認を」に、





「許 可 条 件」を「承 認 条 件」に、「許可番号」 を「承認番号」に改める。

別記第4号様式中「奈良市写真美術館一般展示室使用許可書」を「奈良市写真美術館一般展示室使用承認書」に、



	年 年	月月	日(日(	曜日)	時から 時まで	
会 期	年	月	日(	曜日)	時から	

年 月 日(曜日) 時まで

「許 可 条 件」を「承 認 条 件」に、「許可番号」 を「承認番号」に改め、

「 上記のとおり奈良市写真美術館一般展示室の使用を許可します。 奈良市長 <sup>印</sup>

許可番号 第 号を年 月 日

「 上記のとおり奈良市写真美術館一般展示室の使用を承認します。





承認番号 第 号 日 に改め、

同様式の次に次の1様式を加える。 第4号様式の2(第6条関係)



別記第5号様式中 際良市長様」を (あて先)指定管理者」に、使用許可の」を 使用承認の」に、許可番号」を 承認番号」に、使用許可書」を 使用承認書」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第5号様式の2(第9条関係)



別記第6号様式中 祭良市長様」を (あて先)奈良市長」に、使用許可の」を 使用承認の」に、許可番号」を 承認番号」に、使用許可書」を 使用承認書」に改める。

別記第7号様式中 使用許可」を 使用承認」に、 許

可番号」を 承認番号」に改める。

別記第8号様式中 際 良 市 長 様」を (あて先) 奈良市長」に、 使用許可の」を 使用承認の」に、 許可番号」を 「承認番号」に、 使用許可書及び領収書」を 使用承認書」に改める。

別記第9号様式中 使用許可」を 使用承認」に、 許可番号」を 承認番号」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

(平成 18年 1月 10日掲示済)

奈良市音声館条例施行規則の一部を改正する規則をここ に公布する。

平成 18年 1月 10日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第2号

奈良市音声館条例施行規則の一部を改正する規則 奈良市音声館条例施行規則(平成7年奈良市規則第18 号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

第2条及び第3条 削除

第4条第1項から第3項までの規定中 「市長」を 指定 管理者」に改める。

第5条第1項中 「市長」を 指定管理者」に、「を交付する」を 「に承認印(別記第4号様式の2)を押して申請者に交付する」に改める。

第6条中 「市長」を 「特定管理者」に改める。

第7条中 「市長」を 除良市音声館使用変更承認申請書

+成 10年 2	曜日				<u>奈</u>	良 ——	市	公				号外	第4号
により指定管 第8条中 第10条に)	<b>市長</b> 」	を 5	指定管理	里者」に改	(める。			変更承認	書」に改	P 「、変更承記 める。 中 際良市長			
3 前 2 項 0				の納付があ	ったとき	きは、	承	る。 る。	1 与1水10	אוואא ד	] G ] H VC	. 百姓日 ]	ICIXU
認書又は 号様式の2					似的(是	引記第	5			中 第4条」。 指定管理者」に		・第7条	<b>┊」に、</b>
Г													
承	認	条	件										を 
承	認	条	件										
使	用		料								円		lc .
 改める。 別記第3号	号様式す	中「第	1條、第	第12条」を	:「第 109	条 - 第	: 12条	. IE.					1
				の使用を許									
										承認番号	第	号	
		1	奈良市長	Ē		印				年	月	日	を 」
「 上記のと	とおり系	。 市身常	<sup>あんじょう</sup> 音声館(	の使用を承	認します	<b>f</b> 。							•
承:	忍印				領	収	印			承認番号	第	号	
										年	月	日	IC
炊める。													J
別記第4号	号様式を	を次の	ようにゐ	女める。									

号様式	(第	5 条、	第 109	条 - 第	12条	関係)	)											
							奈良	市音	್ರು 声館便	押変	更承	認書						
													住	所				
											使用	用者	寸	体 名				
														3又は 長者名				様
														冟話	(		)	
变	更	理	由															
変	更	事	項															
		の年月 認番						年	F		日	•	第		号			
そ の 事	)他	必 要	な 項															
承	認	条	件															
使	月	Ħ	料												円			
己のと	おり	奈良市	まんじょう <b>5音声</b> 食	官の使	用を対	承認し	<b>)ます</b>	0										
承	認	ED					領	ЧΣ	ED					承	認番号	3	第	号
															年		月	日

別記第4号様式の次に次の1様式を加える。 第4号様式の2(第5条関係)



第5号様式の2(第10条関係)



別記第8号様式中 「、使用変更承認書及び領収書」を 吸び使用変更承認書」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 18年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

(平成 18年 1月 10日掲示済)

奈良市ならまち振興館条例施行規則を廃止する規則をこ こに公布する。

平成 18年 1月 10日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第3号

奈良市ならまち振興館条例施行規則を廃止する規則 奈良市ならまち振興館条例施行規則(平成7年奈良市規 則第12号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 18年4月1日から施行する。

(平成 18年 1月 10日掲示済)

奈良市名勝大乗院庭園文化館条例施行規則の一部を改正 する規則をここに公布する。

平成 18年 1月 10日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第4号

奈良市名勝大乗院庭園文化館条例施行規則の一部を 改正する規則

奈良市名勝大乗院庭園文化館条例施行規則(平成8年奈 良市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

第2条及び第3条 削除

第4条の見出しを 【使用の承認等の申請)」に改め、同 条第1項及び第2項を次のように改める。

条例第4条第1項の規定により館の使用承認を受けようとする者は、名勝大乗院庭園文化館使用承認申請書(別記第1号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

2 使用者は、承認を受けた事項(使用内容に限る。)を 変更しようとする場合は、名勝大乗院庭園文化館使用変 更承認申請書(別記第2号様式)に次条第1項の承認書 を添えて指定管理者に提出しなければならない。

第5条の見出しを (使用承認書の交付等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

指定管理者は、館の使用を承認し、又は承認に係る事項の変更を承認した場合は、名勝大乗院庭園文化館使用承認書(別記第3号様式。以下 承認書」という。)又は名勝大乗院庭園文化館使用変更承認書(別記第4号様式。以下 変更承認書」という。)に承認印(別記第4号様式の2)を押して申請者に交付するものとする。

第5条第2項中 許可書及び変更許可書(変更許可」を 承認書及び変更承認書(変更承認」に改める。

第8条中 許可書」を 承認書」に、 市長」を 指定 管理者」に改める。

第9条第1項中 許可書」を 承認書」に、許可を」を 承認を」に改め、同条第2項中 許可」を 承認」に、 除る」を 終わる」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定により使用料の納付があったときは、承認書又は変更承認書の表面に使用料の領収印(別記第5号様式の2)を押すものとする。

第 10条第 1 項中 許可書及び変更許可書」を 承認書 及び変更承認書」に改める。

第 11条第 1 項第 3 号中 使用許可」を 使用承認」に 改め、同条第 2 項中 許可書、変更許可書及び領収書」を 承認書及び変更承認書」に改める。

別記第1号様式中 名勝大乗院庭園文化館使用許可申請書」を 名勝大乗院庭園文化館使用承認申請書」に、 奈良市長 様」を (あて先)指定管理者」に、 使用許可を」を 使用承認を」に、 許 可 条 件」を 承 認 条件」に、 許可番号」を 承認番号」に改める。

5	別記第 2	号様式中	第4条」	を「第4条・第7条」に、	を (あて先) 指	 6定管理者」に	、使用変	更許可を	<u>-</u> :」を 使
乗阝				語可申請書」を 名勝大 請書」に、 際良市長 様」				使用承認	の」に、
Г	許	可条	件						
,	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					許可番号	第	号	_ を
).	2 太		入してくか	-		年	月	日	ı
Γ	承	認条	件						
	使	用	<b>*</b> \$				I	<del>ሻ</del>	
						承認番号	第	号	ıc
ì		用変更の承		用内容の事項に限ります。		年	月	日	
名服	3 使 かる。 別記第3 券大乗院	庭園文化館	添付して 第8条、第 使用承認記		を「承 認 条		庭園文化館	使用許可	書」を「
	奈良市				<b>7</b> o	許可番号	第	号	
						年	月	日	を
г	上記の	とおり名勝	大乗院庭園	<b>園文化館の使用を承認しま</b> す	<del>)</del> ,				ı
	承	認印		領収印		承認番号	第	号	
						年	月	В	に
	かる。 別記第 4	号様式を次	のようにむ	吹める。					ı

					í	名勝大	乗院原	庭園文·	化館使	用変更承	認書				
											住	所			
										使用者	<b></b>	体名			
												以は 養者名			様
											<b></b>	話	(	)	
変	更	理	由												
変	更	事	項												
		の年月 認番					年		目	日・	第		<del></del>		
そ 事		必要	な 項												
承	認	条	件												
使	ļ	Ħ	料										円		
∃თ ₀	とおり	名勝大	乘院庭	園文化	館の個	吏用変	更を対	承認し:	ます。						
承	認	印				領	収	印				承認	番号	第	号
													年	月	B
			_												
			J												

別記第4号様式の次に次の1様式を加える。 第4号様式の2(第5条関係)



別記第5号様式中 除良市長 様」を (あて先)指定 管理者」に、 使用許可の」を 使用承認の」に、 許可番 号」を「承認番号」に、使用許可書」を「使用承認書」 に、使用変更許可書」を使用変更承認書」に改め、同 様式の次に次の1様式を加える。

第5号様式の2(第9条関係)



別記第6号様式中 除良市長 様」を (あて先)奈良 市長」に、使用許可の」を使用承認の」に、許可番号」 使用変更許可書」を 使用変更承認書」に改める。

別記第7号様式中 使用許可」を 使用承認」に、 許 

別記第8号様式中 除良市長 様」を (あて先)奈良 市長」に、使用許可の」を使用承認の」に、許可番号」 を 承認番号」に、 使用許可書、使用変更許可書及び領 収書」を使用承認書及び使用変更承認書」に改める。

別記第9号様式中 使用許可」を 使用承認」に、 許 可番号」を「承認番号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 18年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当

分の間、必要な修正をして使用することができる。 (平成 18年 1月 10日掲示済)

なら 100年会館条例施行規則の一部を改正する規則をこ こに公布する。

平成 18年 1月 10日

奈良市長 藤 原

奈良市規則第5号

なら 100年会館条例施行規則の一部を改正する規則 なら 100年会館条例施行規則(平成 10年奈良市規則第 47 号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

第2条及び第3条 削除

第4条第1項から第3項まで、第5条第1項、第6条第 1項、第7条及び第8条中 「市長」を 「特定管理者」に改 める。

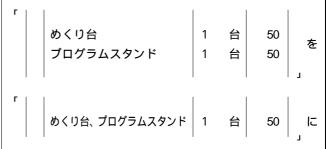
第 10条に次の 1 項を加える。

3 前2項の規定により使用料の納付があったときは、承 認書又は変更承認書の表面に使用料の領収印(別記第5 号様式の2)を押すものとする。

第 12条第 2 項中 「、変更承認書及び領収書」を 吸び 変更承認書」に改める。

第13条中 第2条」を 第2条の2」に、第8条」を 第7条」に改める。

別表中



改める。

別記第1号様式中「奈良市長」を「指定管理者」に、「16 : 30」を「17:00」に、「17:30」を「18:00」に改める。 別記第2号様式中「奈良市長」を「指定管理者」に、「16 : 30」を「17:00」に、「17:30」を「18:00」に改める。 別記第3号様式中「第10条、第11条、第12条」を「第10 条 - 第 12条」に、「 16: 30」を「 17: 00」に、「 17: 30」を 「18:00」に、



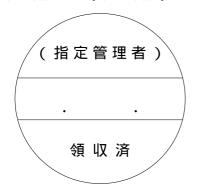
別記第4号様式中「第1条、第12条」を「第10条-第12 奈良市規則第6号 条」に、「16:30」を「17:00」に、「17:30」を「18: 00」に、





「奈良市長 印」を「指定管理者 印」に改める。 別記第5号様式中「奈良市長」を「指定管理者」に改め、 同様式の次に次の1様式を加える。

## 第5号様式の2(第10条関係)



別記第8号様式中「、使用変更承認書及び領収書」を 吸び変更承認書」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 18年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当 分の間、必要な修正をして使用することができる。

(平成 18年 1月 10日掲示済)

奈良市杉岡華邨書道美術館条例施行規則の一部を改正す る規則をここに公布する。

平成 18年 1月 10日

奈良市長 藤 原 昭

別記第3号様式中

「 上記のとおり奈良市美術館展示室の使用 を承認します。

奈良市長

奈良市杉岡華邨書道美術館条例施行規則の一部を改 正する規則

奈良市杉岡華邨書道美術館条例施行規則(平成 12年奈 良市規則第 16号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を削り、第4条を第2条とし、第5条 を第3条とする。

別記第1号様式中 【第4条関係)」を 【第2条関係)」 に改め、同様式1 個人用の(注)中 市長」を 指定管 理者」に改める。

別記第2号様式中 【第4条関係)」を 【第2条関係)」 に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(平成 18年 1月 10日掲示済)

奈良市美術館条例施行規則の一部を改正する規則をここ に公布する。

平成 18年 1月 10日

奈良市長 藤 原

奈良市規則第7号

奈良市美術館条例施行規則の一部を改正する規則 奈良市美術館条例施行規則(平成 15年奈良市規則第 45 号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

第2条及び第3条 削除

第5条第1項及び第2項中 「市長」を 「特定管理者」に 改める。

第2項中 「市長」を 
指定管理者」に、 
を交付する」を 「に承認印(別記第3号様式の2)を押して申請者に交付 する」に改める。

第7条第2項及び第8条中 「市長」を 「特定管理者」に 改める。

第9条に次の1項を加える。

2 前項の規定により使用料の納付があったときは、承認 書の表面に使用料の領収印(別記第4号様式の2)を押 すものとする。

第 11条第 2 項中 吸び領収書」を削る。

別記第1号様式の1 個人用中 (注)裏面に注意事項 を記載する。」を

(注) 1 観覧券には、指定管理者が定める図柄を 入れる。

2 裏面に注意事項を記載する。 改める。

る。

> 承認番号 笙 묵

> > を

に

平成 18年 2 月 23日 奈 良市 公 報 号外第 4 号 (木曜日) 年 月 日 上記のとおり奈良市美術館展示室の使用を承認します。 承認番号 第 문 承 認 印 領 収 印 年 月 日 に (経過措置) 改め、同様式の次に次の1様式を加える。 第3号様式の2(第6条関係) 2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当 分の間、必要な修正をして使用することができる。 (平成 18年 1月 10日掲示済) 奈良市美術館 奈良市都祁交流センター条例施行規則の一部を改正する 規則をここに公布する。 平成 18年 1月 10日 奈良市長 藤 原 奈良市規則第8号 承 認 奈良市都祁交流センター条例施行規則の一部を改正 する規則 奈良市都祁交流センター条例施行規則(平成 17年奈良 同様式の次に次の1様式を加える。 市規則第20号)の一部を次のように改正する。 第4号様式の2(第9条関係) 第2条及び第3条を次のように改める。 第2条及び第3条 削除 (指定管理者) に改め、同条第3項中 「市長」を 指定管理者」に改める。 第5条第1項中 「市長」を 指定管理者」に、 を交付 する」を に承認印(別記第4号様式の2)を押して申請 者に交付する」に改める。 領収済 第7条中 「市長」を 際良市都祁交流センター使用変更 承認申請書により指定管理者」に改める。 第8条中 「市長」を 「特定管理者」に改める。 別記第5号様式中 忯名又は 忯名又は 第 10条に次の 1 項を加える。 を に改める。 3 前2項の規定により使用料の納付があったときは、承 印」 認書又は変更承認書の表面に使用料の領収印(別記第5 代表者名 代表者名 別記第7号様式中 号様式の2)を押すものとする。 忯名又は 忯名又は 第 12条第 2 項中 「、変更承認書及び領収書」を 及び を に改め、 変更承認書」に改める。 代表者名 印」 代表者名 J 吸び領収書」を削る。 別記第2号様式中 第4条」を 第4条・第7条」に、 附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成 18年 4月 1日から施行する。

を

承 認 条 件

	37726 - 3
r	
使 用 料	P P
│ 改める。 │ 別記第3号様式中 第 10条、第 11条、第 12条」を	- 陸 40名 - 笠 40名 - 1-764 -
が記第3号様式中 第10宗、第11宗、第12宗」を   「3 使用に際しては、奈良市都祁交流センター条例	M及び同施行規則を遵守し、係員の指示に従ってく
ださい。	то развитительной то
「3 使用に際しては、奈良市都祁交流センター条例	列及び同施行規則を遵守し、係員の指示に従ってく
ださい。	
	承認印領収印
	に改める。
別記第4号様式を次のように改める。	-

号外第 4 号	奈	良	市	公	報		平成 18年 2 月 23日 (木曜日)
第4号様式(第5条、第8条、第10条-3	第 12条関	係)					
<b></b>	於良市都 <sup>注</sup>	祁交流t	ュンター	·使用変	更承認書		
				/本田	± /÷	55	
				使用	者 <u>住</u>	 体 名	
						ボーロ 名又は代表者名	——————— 様
					電	話()	
					使用	]責任者	
次のとおり、奈良市都祁交流センター	一の使用	変更を	承認し	ます。			
変更理由							
変更事項							
使用承認の年月日		年	月	Я	· 笙	 号	
及び承認番号			,,,				
その他必要な							
事項							
承認条件							
使 用 料						円	
注意事項						承認番号	第  号
1 この承認書は、当日施設を使用で てください。	する前に	必ず受	付に提え	示し		年	月 日
2 虚偽の申請等があった場合は、何	使用承認	を取り	消すこ	とが	承談	מ בח	領収印
あります。					<b>子</b> ( p)	2 Fli	<b>初 収 い</b>

別記第4号様式の次に次の1様式を加える。

第4号様式の2(第5条関係)



第5号様式の2(第10条関係)



別記第8号様式中 「、使用変更承認書及び領収書」を 吸び使用変更承認書」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 18年4月1日から施行する。
  - (経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

(平成 18年 1月 10日掲示済)